

少年サポートセンタータイムズ

少年 SUPPORT CENTER TIMES

号外

新学期における犯罪被害防止

進学・進級の時期は、生活環境の変化に伴い、子供が飲酒や喫煙等の不良行為や万引きや薬物乱用等の非行に走りやすい一方、SNS等による児童ポルノや児童買春等の犯罪被害に遭いやすい時期でもあります。

犯罪被害から子供を守るためには、子供のスマートフォン利用について、保護者の見守り（ペアレンタルコントロール）が重要です。

子供のインターネット適正利用の2本柱

第1 フィルタリングの活用

子供の長時間のスマートフォン使用やゲーム課金、SNS等による個人情報の送信等を防止するために、保護者が

- ・ サイトや動画の閲覧制限
- ・ アプリのダウンロード制限

などのフィルタリング機能や利用時間の制限機能を活用し、子供が持つスマートフォンやタブレット端末を適切に管理しましょう。

第2 家庭内のルールづくり

スマートフォン等のSNS利用には様々な危険があることを家庭内で話し合い、正しくインターネットを利用するためのルールを作りましょう。

ルールは子供のインターネットに関する知識やコミュニケーション能力、年齢等に応じたものとなるよう、適宜見直すことも重要です。



最近では、高校生がスマートフォン等を使って撮影した自分の裸の画像をSNS上に掲載し、児童ポルノの犯人として検挙されている事案が増えています。

自分の裸の画像をSNS等に掲載する行為やその他の方法で入手した児童ポルノ画像を他人にSNS等を通じて渡す行為は犯罪です。絶対にやってはいけません。

また、埼玉県警では、子供たちの性犯罪被害を未然に防止するため、Twitterで「食事やデートをして男性から金銭を受け取る『パパ活』や『援助交際』を求める子供の投稿」や「少年少女を誘い出そうとする大人の投稿」等に対し、直接「注意喚起」のメッセージを送る広報啓発活動を実施しています。



絶対に許すな子供への性犯罪 4月は若年層の性暴力被害予防月間

18歳に満たない子供に対する性犯罪は、仮に子供からの同意があったとしても重い刑罰が科せられます。また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん所持しているだけでも処罰の対象となる場合があります。